

54—02 P

訂正審判の当事者

1. 請求人

請求人は、特許権者である（特 § 126①、旧実 § 39①）。

専用実施権者、質権者又は特 § 35①、特 § 77④若しくは特 § 78①の規定による通常実施権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる（特 § 127、旧実 § 41）。また、承諾書の提出が必要である（→21—01の1. (6)ア）（特施規 § 6）。

特許権の消滅後に請求するときにおいて、当該特許権について権利譲渡がされているときの請求人は、消滅時の特許権者である。

特許権の共有者がその共有に係る権利について請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない（特 § 132③、旧実 § 41）。

特許権者が故意に訂正審判を請求しないようなときに、専用実施権者などが特許権者に代わって請求することができる（特登令 § 31）。

2. 参加について

訂正審判については、参加（特 § 148、実 § 41）及び参加の申請（特 § 149、実 § 41）の規定は適用されない（→54—06の7.、→21—08の1. (11)）。

（改訂H27.2）